

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会 令和7年11月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500182 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500058 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 2 月 1 日から令和 5 年 9 月 26 日まで

厚生年金保険の記録によると、請求期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円又は 9 万 8,000 円と記録されているが、私は、A社において、毎月 71 万円の給与をもらっていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 10 年 2 月 1 日から平成 17 年 9 月 1 日までの期間（以下「請求期間 A」という。）について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 10 年 2 月から平成 12 年 9 月までの各月は 59 万円、同年 10 月から平成 17 年 8 月までの各月は 62 万円と記録されていたところ、平成 17 年 3 月 11 日付けで、平成 10 年 2 月 1 日に遡って 9 万 2,000 円、平成 13 年 10 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、請求者は、社会保険事務所（当時）への申請業務などの事務処理は自分で行っていたものの、自らの標準報酬月額を遡及して減額する手続に関与していない旨陳述しているが、日本年金機構から提出されたA社に係る滞納処分票によると、平成 11 年時点において、平成 9 年 11 月分以降の保険料を滞納していることが確認でき、平成 11 年以降も継続して、請求者と社会保険事務所徴収職員との納付協議の事蹟が記載されているところ、平成 17 年 3 月 10 日の欄には「代表者来所。遡及月変、所在地変更届受理。」の記載が確認できることから、A社の代表取締役である請求者が、当該遡及減額訂正の届出に関与していたと考えられる。

また、請求者は、請求期間 A に係る賃金台帳及び給与明細書を保管していない旨陳述しており、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

さらに、請求者から提出されたA社の第 10 期（自平成 15 年 10 月 1 日 至平成 16 年 9 月 30 日）及び第 11 期（自平成 16 年 10 月 1 日 至平成 17 年 9 月 30 日）の決算報告書からは、請求者の請求期間 A のうち、平成 15 年 10 月 1 日から平成 17 年 9 月 1 日までの期間における社会保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間 A における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求期間 A において、請求者に係る標準報酬月額の減額訂正処理が事実に即した処理ではなかったとしても、請求者は A 社の代表取締役として、自らの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額訂正処理が有効なものではないと主張する

ことは信義則上許されず、請求者の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 請求期間のうち、平成 17 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間（以下「請求期間 B」という。）について、日本年金機構が保管している A 社に係る算定基礎届については、平成 19 年 9 月の算定基礎届のみ確認でき、当該届書には保険者算定のゴム印が確認できる上、日本年金機構は、オンライン記録により確認できる当該期間に係る算定基礎届の処理年月日から保険者算定である可能性が高い旨回答していることから、A 社の代表取締役である請求者は、平成 17 年 9 月から平成 28 年 9 月までの各年に係る算定基礎届を提出しておらず、保険者算定が行われたものと考えられる。

また、請求期間のうち、平成 29 年 9 月 1 日から令和 5 年 2 月 1 日までの期間（以下「請求期間 C」という。）について、日本年金機構が保管している当該期間に係る各年の算定基礎届によると、記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、B 市及び C 市税事務所から提出された令和 2 年度分から令和 6 年度分までの課税資料によると、各年度の年間収入額の合計は約 100 万円であるが、請求者が主張する報酬月額 71 万円に見合う年間合計金額及び請求者が年金受給を開始した令和元年 5 月以降の年金受給額との合算額と大きく乖離している上、令和 3 年度分から令和 6 年度分までの各年度の社会保険料控除額の年間合計金額は約 5 万円であるが、請求者が主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく社会保険料控除額の年間合計額と乖離しており、請求者の主張と符合しない。

加えて、請求者は、請求期間 B 及び C 当時の賃金台帳及び給与明細書を元々作成していない旨陳述しており、当該各期間における請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間 B 及び C における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間 B 及び C について、その主張する標準報酬月額に見合う報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 請求期間のうち、令和 5 年 2 月 1 日から同年 9 月 26 日までの期間（以下「請求期間 D」という。）について、訂正請求書受付日（令和 7 年 3 月 21 日）において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、請求者は、当該期間当時の賃金台帳及び給与明細書を元々作成していない旨陳述している上、令和 6 年度分の課税資料からも当該期間における請求者の報酬月額を確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間 D における給与支給額について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間 D について、その主張する標準報酬月額に見合う報酬月額が支給されていたと認めることはできない。